

仙台市立大倉小学校 いじめ防止基本方針

1 目的

いじめは、いじめを受けた児童児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

仙台市立大倉小学校（以下「本校」という。）では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめの防止と対策にあたってきた。

今回、いじめ防止推進対策法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校では、法第13条の規定に基づき、「仙台市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を踏まえ、いじめ防止等の対策に関する基本的な方針として、「仙台市大倉小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）をここに策定する。

2 基本的な考え方

（1）いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校にでは、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめ防止等の対策に、教職員一丸となって取り組んでいく。

〈いじめの防止等に関する基本理念〉（法第3条より）

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（2）いじめの定義について

〈いじめの定義〉（法第2条より）

- 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記のいじめの定義を踏まえ、いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうるものであるとの認識をもって対応にあたる。

（3）いじめの防止等に関する基本的考え方について

本校では、市基本方針に基づきながら、特に次のようなことに留意しながら、教職員、家庭や地域、関係機関等との連携のもと、「いじめは絶対に許されない」という信念のもと、いじめ根絶に向け取り組むものとする。

①いじめの防止

いじめのない学校づくりの基盤となるものは、児童一人一人が、命の大切さを学び、他を思いやる心を持ち、「いじめは絶対に許されない」という認識をもつことが必要である。そのために、本校では特に、「特別活動」を中心に学校教育活動全体を通じた計画的な指導を行うとともに、いじめの問題を児童自身が深く考える機会を設けることや、児童のいじめをなくそうとする思いや行動を支援し、指導を行っていく。

また、学校だよりの大倉学区全戸配付をはじめ、いじめ問題やいじめ対応の取組などについて、保護者・地域の方々への広報に努めながら、学校との共通認識のもと、連携していじめの防止等に取り組んでいく。

さらに、教職員一人一人が、インターネットやLINE等の活用に起因したいじめ等、様々ないじめ問題の特性を理解したうえで適切に対処できるよう、計画的な研修を実施し、教職員の資質向上を図っていく。

②いじめの早期発見

「いじめはどの学校、どの児童にも起こりうるもの」との認識のもと、全教職員が児童の日常的な観察を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする必要がある。

また、日頃から、児童や保護者が相談しやすい体制を作り、その積極的な周知を図るとともに、11月に実施する全市一斉の「いじめ実態把握調査」や本校独自のアンケート調査（9月、1月）、保護者面談（7月）、スクールカウンセラーとの連携等による教育相談など計画的に実施し、いじめの早期発見に努めていく。

さらに、「報・連・相」の徹底を図りながら、全教職員で常に情報交換を行うことや複数での対応ができる体制作りを強化しながら、迅速・丁寧な対応に努めていく。

③いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、「大倉小学校いじめ防止対応マニュアル」の内容に従いながら、担任、学年主任、いじめ対策担当、生徒指導主任、教頭を通じて校長へ報告し、情報共有のもと組織的な対応を行う。

被害側児童及び加害側児童への対応は、以下の点に留意しながら、個別に丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分な説明を行い、連携しながら事後の対応にあたっていく。

- いじめを受けた児童に対しては、必ず守り通すという姿勢を明確にして、児童の心の安定を図りながら対応することを基本とする。
- いじめを行った児童には、いじめを受けた児童の苦痛を理解させ、いじめが人間として行ってはいけない行為であることが自覚できるように指導する。
- いじめが一旦解決したと思われる場合でも、いじめが教職員の見えないところで続けることや、児童の心のケアが必要なケースもあると考えられる。さらに注意しながら継続的に見守り、必要な対応・指導を行っていく。また、転学や中学校進学に伴う引継ぎも適切に行っていくこと。

④家庭や地域との連携

いじめを根絶するためには学校内外における取組が必要であり、いじめ問題に関する共通理解のもと、家庭や地域との緊密な連携が不可欠となる。

また、いじめの早期発見・迅速な対応に加え生命を大切に作る心、他者を思いやり協力する態度を育む必要があることから、PTAによる事業や地域主催の各行事（定義夏まつり、倉人祭、夏山登山等）にも積極的に関わっていくことで、保護者・地域とのよりよい連携や情報の共有化にもつなげていく。

さらに、大倉地区を会場に行われるハートフルサポーターの関連行事（夏・秋・冬の3回）への参加を継続し、より多くの児童・生徒、ボランティアの方との交流を通し、心の教育の場として生かしていく。

⑤ 関係機関との連携

いじめの防止や早期発見などのためには、地域の関係施設・関係機関との連携が重要である。本校では、町内会（日向地区、白木地区、栗生地区、定義地区）、大倉小学校区体育振興会、大倉地域社会福祉協議会、大倉防犯協会、大倉地区民生委員、交通安全協会大倉支部、仙台北警察署、熊ヶ根駐在所、大倉ふるさとセンター、仙台市立広陵中学校などとの協力・連携体制を整備し取組を進めていく。

3 いじめ防止等のための対策の内容

(1) いじめ防止等の対策のための組織について

①大倉小学校いじめ対策委員会（いじめ防止等の対策のための組織）

本校では、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「大倉小学校いじめ防止等対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。

委員会の構成は、基本的に下記に示した通りとする。

◎生徒指導主任	○いじめ・不登校防止対策担当者	・校長	・教頭	・教務主任
・特別支援コーディネーター	・養護教諭	・該当学年主任	・該当担任	

対策委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- ア. 学校基本方針に基づく実施計画、マニュアル、チェックリスト等の作成又は承認
- イ. いじめ防止等の対策のための各年度の取組の企画・実施又は承認、実施結果の点検と評価
- ウ. いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認
- エ. いじめの事案が発生した場合の対処（事実関係調査、対応や指導等の方針決定等）
- オ. その他、いじめの防止等に関する重要事項

②大倉小学校いじめ調査委員会（いじめの重大事態発生の場合の調査組織）

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には、校長は、本校対策委員会を母体にし、学校評議員、学校関係者評価委員、PTA役員などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「仙台市立仙台工業高等学校いじめ調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置して調査を行う。

(2) いじめの防止等に関する取組について

①いじめの防止

- いじめについて児童自らが深く考える機会とすることを目的として、5月と11月に実施される「いじめ防止『きずな』キャンペーン」期間中に自主的な取組について、児童会による活動を促し支援する。
- 児童がいじめに向かわない心や態度の育成のために、「生命を大切にし、互いの人格を尊重しあうこと」を目標として、「特別活動」「道徳」等の時間を通し、学校全体で取り組む。実施に当たり、各学年の年間指導計画を策定し、計画的に取り組む。
- いじめ問題に関する啓発と対応への連携のため、いじめ防止等に関する学校の取組状況などについて、学校だより等を通じて保護者や地域の方々へ広報する。
- いじめの防止等の対策に係る教職員の資質の向上を図るため、関連する研修会や会議等に積極的に参加するとともに、校内研修（OJT）等の機会を通し、研修に努める。

②いじめの早期発見

- いじめの相談は全教員で対応するが、相談体制としては次のものを基本とする。具体的には、毎年度校長が学校の状況を踏まえて決定し、児童や保護者等に周知を図る。
 - ア 児童からの相談：担任、養護教諭、スクールカウンセラー
 - イ 保護者等からの相談：教頭、生徒指導主任、担任、学年主任、養護教諭

- 本校独自のいじめに関するアンケート調査を毎年9月と1月に実施する。
- いじめを含む学校生活上の不安や課題等の把握のため、7月に個別面談を実施する。
また、保護者からの相談に応じ、適宜個別面談等を実施する。

③いじめへの対処

- 事実確認の調査、事後対応、改善指導等、いじめに対する対処にあたっては、「大倉小学校いじめ対応マニュアル」をもとに、個々の事案の内容を踏まえて対策委員会を中心に、適切に対応する。
- いじめ問題に関する指導記録を作成の上、進級等にあたり校内での情報共有化を図るとともに、転校や進学にあたっては個人情報に留意しながら適切な引継ぎに努める。

④地域や家庭との連携

- PTAとの共催により、いじめの理解・啓発に関する取組や研修会を実施する。
- 学校基本方針や市基本方針に基づく実施状況等を、学校ホームページや学校だより等により、保護者、地域の方々へ周知する。
- 児童による地域行事への参加など、児童と地域の方々との交流する機会を設ける。

⑤関係機関との連携

- いじめを含めた児童の非行や問題行動などの未然防止、早期発見を図るため、町内会（日向地区、白木地区、栗生地区、定義地区）、大倉小学校区体育振興会、大倉地域社会福祉協議会、大倉防犯協会、大倉地区民生委員、交通安全協会大倉支部、仙台北警察署、熊ヶ根駐在所、大倉ふるさとセンター、仙台市立広陵中学校などとの協力・連携を進めていく。

(3) 重大事態への対処について

①重大事態の意味

法第28条第1項に、次に掲げる場合として、規定がある。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

また、この場合の例として次のことが考えられる。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

②重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、直ちに、市教育委員会に報告する。

法第28条第1項によれば、重大事態が発生した場合には、学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられ、その判断は市教育委員会が行う。

したがって、仙台市教育委員会からの指示により学校が主体となって調査を行う場合は、校長が「学校いじめ調査委員会」を設置し適切に取り組む。仙台市教育委員会が主体となり調査を行う場合には、その調査に協力する。

③調査結果の提供及び報告

本校は、「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、被害側児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。なお、これらの情報提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

また、調査結果については、本校が仙台市教育委員会に報告し、仙台市教育委員会が仙台市長に報告する。

参考 <重大事態の調査主体と調査組織> 仙台市基本方針より

ア 学校が主体となって調査を行う場合

[対象事案]

- いじめにより、当該学校に在籍する児童児童の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
- いじめにより、当該学校に在籍する児童児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

[調査組織]

- 学校に設置の「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

イ 学校の設置者が主体となって調査を行う場合

[対象事案]

- 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと仙台市教育委員会が判断する場合には、学校の設置者が主体となって調査を行うものとする

[調査組織]

- 専門的な知識及び経験を有する第三者による構成によつて、条例によりあらかじめ設置される市教育委員会の附属機関を調査組織とする。

4 その他の重要事項

本校基本方針は、学校ホームページで常時公表する。

学校基本方針に基づいて実施した前年度の実施内容については、自己点検・評価を行い、学校評議員やPTA役員等からの意見を聞き、必要に応じて、今後の事業見直しの検討を行い、その結果を公表する。また、学校基本方針の見直しに関する意見があった場合には、広く意見を募り、十分に検討したうえで、必要な見直しを行う。